

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 23 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

子ども・子育て支援法の施行日について

日頃より子ども・子育て支援新制度の施行準備に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。

本日、子ども・子育て支援法の施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 22 号）が公布されました。子ども・子育て支援新制度については、平成 26 年 5 月 26 日付事務連絡等において、平成 27 年 4 月に施行する方針の下、取り組む旨お示しし、これまで施行準備を進めてきたところではありますが、本政令の公布をもちまして、法制的にも、子ども・子育て支援新制度は平成 27 年 4 月 1 日より施行されることが確定しましたので、各都道府県・市町村の皆さまには、引き続き施行準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管下市町村に御周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
TEL : 03-6257-1468 (直通)
FAX : 03-3581-2521